様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月 4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　3140001057709  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社１１７　ＤＸ推進への取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.117.co.jp/dx/  　2番目の見出し「ビジョン」　3番目の見出し「ビジネスモデルの方向性」 | | 記載内容抜粋 | ①　＜ビジョン＞  私たちは、地域に根ざしたサービス提供を基盤に、デジタル技術とデータを活用して、お客様・社員・お取引先様・社会に対してより高い価値を提供することを目指します。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  私たちは、冠婚葬祭・介護で人をつなぎ、お客様に日々、価値ある場を提供しています。この価値ある場を更に進化させるため、お客様や社会のニーズをもとにして、デジタル技術とデータを活用し、提供するサービスの付加価値を更に高めるとともに、新たなサービスを創出します。また業務の効率化を図りながら、社員の働き方改革を進めます。常により高い企業価値を創造して信頼され続ける企業となるため、私たちはDX戦略3本の柱をもとに取り組みを推進していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認のうえ公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社１１７　ＤＸ推進への取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.117.co.jp/dx/  　4番目の見出し「DX戦略　３本の柱」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、経営ビジョンやビジネスモデルの実現に向けた方策として取り組みをしています。  （１）「お客様との関係性強化とサービス品質の向上」  冠婚葬祭や介護等、感情に寄り添う場面において、お客様一人ひとりに喜び、安らぎ、安心を提供するため、私たちはデジタル技術を活用した新たなサービス体験の設計に取り組みます。まず、デジタル予約・相談システムの導入により、いつでもどこでも相談できる利便性を提供し、お客様との接点を拡充します。さらに、視覚的な提案手法の強化や事前相談のリアル化を通じて、お客様の不安を軽減し、信頼感を醸成します。サービス提供後も、ＳＮＳなどのツールを活用したフォローアップや情報提供を継続的に行い、お客様との関係性を維持・深化させます。また、リアルタイムでの評価・フィードバックの収集と分析を行い、サービス品質の継続的な向上に活用します。これらの取り組みにより、冠婚葬祭や介護等、ご家族にとって大切な場面において、お客様一人ひとりに寄り添い、喜び、安らぎ、安心を提供するため、長期的な信頼関係の構築を目指します。  （２）「業務効率化と働き方改革の実現」  私たちは、業務の効率化と社員一人ひとりの働き方の多様性に対応するため、デジタル技術を活用した組織改革とスキル強化に取り組みます。少子化や高齢化、人手不足が進む中、冠婚葬祭業では従来の人手依存型サービスに限界があり、ＤＸによる業務効率化とサービス品質の向上が不可欠です。こうした課題に対応するため、当社ではＤＸ推進を担う専門組織を設置し、現場主導の業務改善提案制度を導入することで、社員のアイデアを積極的に取り入れ、実効性の高い改善を実現していきます。また、全社員を対象としたＤＸ研修やスキルアッププログラムを通じて、デジタルリテラシーの向上と自律的な成長を支援していきます。さらに、業務プロセスのデジタル化やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）による定型業務の自動化を推進し、社員がより創造的で付加価値の高い業務に集中できる環境を整備していきます。これらの取り組みにより、組織全体の生産性向上と、柔軟で持続可能な働き方の実現を目指していきます。  （３）「データ活用による意思決定の高度化と企業価値の向上」  私たちは、社内に蓄積された多様なデータを戦略的に活用し、意思決定の質を高めることで、企業価値の向上を目指します。当社では、全社のデータを一元管理し、お客様に紐づく各部門の情報を自社開発の基幹システム上でリアルタイムに更新・照会できる環境を整備しています。この蓄積された多様なデータを活用し、まずＡＩによる分析と可視化によって業務の現状把握や課題抽出を迅速かつ的確に行い、現場の判断を支援します。さらに、KPIデータとの連携を意識したデータドリブン型の意思決定支援を推進し、定量的な根拠に基づいた施策立案を可能にすることで、企業価値の向上を目指しています。また、現場の要望に迅速に対応できるよう、ノーコード・ローコード開発環境を整備し、生産性の高いシステム構築を可能にする体制を構築します。さらに、これらのデータ活用を安全に行うために、堅牢なセキュリティ基盤の構築を行い、情報漏洩や不正アクセスのリスクを最小限に抑えながら、安心してデータを活用できる環境を整備します。これらの取り組みにより、組織全体の意思決定力を高め、持続的な成長と企業価値の向上を実現していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認のうえ公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社１１７　ＤＸ推進への取り組み  　5番目の見出し「ＤＸ推進体制」　6番目の見出し「ＤＸ推進に向けた人材育成」 | | 記載内容抜粋 | ①　＜ＤＸ推進体制＞  ＤＸ推進委員会組織図の運用方法は、経営戦略と現場実行を両立させるため、三層構造で構成されています。まず、代表取締役社長を中心とした役員会・ミルフィーユ会議等において、ＤＸの方向性や投資計画、重要な意思決定が行われ、ＤＸを企業の中核戦略として位置づけます。次に、本社・本部を中心としたＤＸ担当役員とＤＸ推進室が、全体統括とプロジェクト支援を担い、各部門との連携を図ります。そして、プロジェクトごとに組織横断のＤＸ実行プロジェクトマネージャーとメンバーを選定し、現場主導でのＤＸを推進します。  ＜ＤＸ推進に向けた人材育成＞  ＤＸ推進に向けた人材育成は、情報システム室を中心に、DX戦略の推進に必要な人材を計画的に確保・育成しており、全社員を対象に、eラーニングを活用した基礎ＩＴスキル向上プログラムや、ＡＩに関する動画教材による学習機会を提供していきます。さらに、夏期研修では実践的な学習と記述式テストを通じて理解度の確認を行うなど、デジタルリテラシーの底上げと自律的な成長を支援する取り組みを進めていきます。これにより、現場主導でのＤＸ推進を可能にする人材基盤の強化を図っていきます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社１１７　ＤＸ推進への取り組み  　7番目の見出し「ＤＸに向けた環境整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では、今後のＤＸ推進に向けて、パフォーマンスの向上とアジリティを備えた柔軟なＤＸ環境の構築を目指していきます。既存の自社システム開発環境が古く、多くのクラウドサービスとの連携が困難であることから、最新の開発環境への移行を進めており、刷新に向けた基盤整備を実施中です。また、データベース上の文字コードがＷｅｂサービスと相違しているため、Ｗｅｂ環境との連携に不具合が生じており、これを解消するために大量データを即時に活用可能なデータベースの再構築にも取り組んでいます。さらに、ＤＭＡＲＣ対応によるブランドイメージの保護や、生成ＡＩの社内利用に関するポリシー・ガイドラインの整備、ログ管理などの運用体制強化にも注力し、技術基盤と運用体制の両面からＤＸ環境全体の整備を一体的に推進しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社１１７　ＤＸ推進への取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.117.co.jp/dx/  　8番目の見出し「ＤＸ戦略の達成指標」 | | 記載内容抜粋 | ①　ＤＸ戦略の達成指標として、以下を設定しています。  （１）お客様との関係性強化とサービス品質の向上のため全ての基幹システムを再構築によるＤＸ基盤の刷新を行います。  　ＤＸ推進の加速に向けて、当社では全部門で稼働している基幹システムのプログラムを最新の開発環境で開発されたものへと置き換え、安定性・保守性・拡張性の向上を図ります。（2026年　完全移行完了　旧環境停止）  （２）業務効率化と働き方改革の実現のため、業務作業時間年間2,000時間削減を行います。  　現状、どの工程に時間がかかっているかを定量的に把握し、その分析結果を元に、クラウドサービスへの業務システムの標準化、ワークフローのペーパーレス化、稟議の効率化を推進し、業務全体の効率化を図っていきます。（人数 × 効率化時間の累積によって削減効果を計測）  （３）データ活用による意思決定の高度化と企業価値の向上のためゼロトラストネットワークの100％実現に向けた社内ネットワーク機器のフルリプレースを行います。  　すべての社内ネットワーク機器を最新のセキュリティ対応機器へ置き換えることで、ゼロトラスト環境への完全移行を実現し、いつでも・どこでも安全に業務データへアクセスできるセキュアなデジタル基盤を整備します。さらに、ネットワークの可視化と一元管理を強化し、信頼性の高いデータを継続的に収集・分析できる環境を整えることで、迅速かつ高度な意思決定を支える仕組みを構築します。（2027年　全拠点完了　旧機器撤去完了） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月20日 | | 発信方法 | ①　株式会社１１７　ＤＸ推進への取り組み  　当社ホームページに掲載  　https://www.117.co.jp/dx/  　1番目の見出し「代表メッセージ」 | | 発信内容 | ①　当社代表取締役社長である山下裕史が以下のメッセージを発信  少子化・超高齢化をはじめ社会構造が大きく変化していく中、多様化するお客様のニーズに応えるため、たとえば顧客データの分析・活用によるパーソナライズされた付加価値の高いサービスの提供や、最新のデジタルツール導入によるお客様の利便性の向上をはかるなど、デジタル技術を最大限に活用してお客様との接点の多様化とサービスの質の向上をはかることで、サービスを通じてお客様が得る体験価値を継続的に高め、お客様との新しい関係性の構築を行っていきます。  その為に、経営データを一元管理できるようシステムを刷新し、データの利活用基盤の構築を進め、意思決定の迅速化、社内業務の効率化・高度化を図るとともに、ＤＸの土台となる情報セキュリティをさらに強化し、盤石なＤＸ基盤を構築します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | クラウド管理型ルーターを活用したゼロトラスト・アーキテクチャーを採用し、ユーザー、デバイス、アプリケーション、ネットワーク全体にわたるきめ細かなアクセス制御を実現していきます。また、EDR（Endpoint Detection and Response）によるランサムウェア侵入検知の仕組みを導入し、外部SOC（Security Operation　Center）との連携による迅速な対応体制も整備していきます |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。